

別表 3

- 1.両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
- 2.両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度のもの
- 3.両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4.両上肢のすべての指を欠くもの
- 5.両下肢の機能を全廃したもの
- 6.両大腿を 2 分の 1 以上切断したもの
- 7.体幹の機能に座っていることができない程度の障害をもつもの
- 8.前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が 1～7 号と同程度以上と認められる状態で、日常生活ができない程度のもの
- 9.精神の障害で前各号と同程度以上と認められるもの
- 10.身体の機能の障害・病状または精神の障害が重複する場合でその状態が前各号と同程度以上と認められるもの

（備考）視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。